

放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドライン（案）

1. 趣旨・目的

本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するものである。

認定研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

2. 実施主体

認定研修の実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が認定研修を実施する上で適当と認める市町村（特別区を含む。以下同じ。）、民間団体等に事業の一部を委託することができる。

3. 実施内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 定員

1回の認定研修の定員は、おおむね100名程度とする。

ただし、認定研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね100名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数（24時間）等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。

また、特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。

(4) 研修期間等

1回の認定研修については、原則として2～3か月以内で実施するものとする。

ただし、都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施しても差し支えない。

また、認定研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

(5) 研修の教材

認定研修の教材は、別紙に定める内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。

(6) 科目の一部免除

都道府県は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。(P)

① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」

(7) 既修了科目の取扱い

受講者が認定研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定研修を実施した都道府県は、受講者に対し「放課後児童支援員認定研修一部科目修了証(仮称)」(様式第1号)を発行することができるものとする。

(8) 修了評価

認定研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

4. 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

① 受講の申込み及び受講資格の確認

都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携・協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条

第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。

② 受講者本人の確認

都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。

なお、①及び②の確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県は、認定研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定研修修了証（仮称）」[賞状形式及び携帯用形式]（様式第2号）を都道府県知事名で交付するものとする。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5. 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定研修修了証（仮称）」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先（P）、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿（仮称）」を作成するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先（P））に変更が生じたこと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合
- ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6. その他

認定研修に係る受講料及び都道府県に対する経費の補助については、予算編成過程で検討することとする。

(様式第1号：用紙規格は日本工業規格A4縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

都道府県知事名

(様式第2号一①：用紙規格は日本工業規格A4縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

(様式第2号一②)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定研修修了証
(携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準(平成26年厚生労働
省令第63号)第10条第3項に規定す
る研修を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名